

令和3年度
財政援助団体等監査報告書

袖ヶ浦市監査委員

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和3年11月2日から令和4年2月25日まで

2 監査の対象

一般社団法人袖ヶ浦市観光協会

3 監査の実施場所

袖ヶ浦市役所監査室

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度における財政的援助に係る出納その他の事務の
執行状況

<補助金について>

袖ヶ浦市観光振興事業補助金

5 監査の実施方法

監査の対象団体の財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを検証するため、提出された監査資料、財務諸表等に基づき財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況等について、関係職員の説明を聴取しつつ監査を行った。

第2 監査の結果

1 一般社団法人袖ヶ浦市観光協会

(1) 役員状況（令和3年8月31日現在）

（単位：人）

| 会長 | 理事 | 監事 | 計 |
|----|----|----|----|
| 1 | 16 | 2 | 19 |

(2) 組織及び職員の配置状況（令和3年8月31日現在）

| 事務局長 | 臨時職員 | 計 |
|------|------|---|
| 1※ | 3 | 4 |

※ 事務局長は市からの派遣職員

(3) 財務状況（令和3年3月31日現在）

ア 正味財産増減計算書

（単位：円）

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|----------------|------------|------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 受取会費 | 895,000 | 860,000 | 35,000 |
| 事業収益 | 6,053,335 | 3,944,175 | 2,109,160 |
| 受取補助金等 | 24,239,294 | 18,992,000 | 5,247,294 |
| 受取寄付金 | 0 | 392,608 | △ 392,608 |
| 雑収益 | 96 | 5,228 | △ 5,132 |
| 経常収益計 | 31,187,725 | 24,194,011 | 6,993,714 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | 7,424,217 | 15,175,778 | △ 7,751,561 |
| 管理費 | 24,215,716 | 7,407,069 | 16,808,647 |
| 経常費用計 | 31,639,933 | 22,582,847 | 9,057,086 |
| 当期経常増減額 | △ 452,208 | 1,611,164 | △ 2,063,372 |
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | △ 452,208 | 1,611,164 | △ 2,063,372 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 70,000 | 70,000 | 0 |

| | | | |
|--------------|-------------|-------------|---------------|
| 当期一般正味財産増減額 | △ 522, 208 | 1, 541, 164 | △ 2, 063, 372 |
| 一般正味財産期首残高 | 1, 541, 033 | △ 131 | 1, 541, 164 |
| 一般正味財産期末残高 | 1, 018, 825 | 1, 541, 033 | △ 522, 208 |
| Ⅱ 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅲ 正味財産期末残高 | 1, 018, 825 | 1, 541, 033 | △ 522, 208 |

イ 貸借対照表

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---------|-------------|------------|-------------|
| 科 目 | 金 額 (円) | 科 目 | 金 額 (円) |
| 流動資産 | 1, 163, 288 | 流動負債 | 498, 273 |
| 固定資産 | 353, 810 | 固定負債 | 0 |
| 基本財産 | 0 | 負債合計 | 498, 273 |
| 特定資産 | 0 | 正味財産の部 | |
| その他固定資産 | 353, 810 | 指定正味財産 | 0 |
| | | 一般正味財産 | 1, 018, 825 |
| | | 正味財産合計 | 1, 018, 825 |
| 資産合計 | 1, 517, 098 | 負債及び正味財産合計 | 1, 517, 098 |

(4) 補助金の状況

令和2年度の市からの補助金は24, 239, 294円である。

内訳は、観光協会活動支援事業5, 966, 000円、観光協会地域回遊促進事業10, 195, 294円、観光協会観光情報発信事業7, 316, 000円である。

(5) 事務事業の概要

一般社団法人袖ヶ浦市観光協会は、観光事業の健全な振興を図ることにより、地域経済の活性化、地域文化の維持発展、市民福祉の向上に寄与することを目的とする団体である。

近年、東京湾アクアラインの利用により観光地や商業施設への来県者が増加し、袖ヶ浦市も立地の優位性を活かした地域活性化が期待されている中、袖ヶ浦市の観光資源や特産品の情報発信、行政と連携した観光資源の調査、研究や観光地の整備イベントの実施を行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食店等を支援するため、タクシーを活用したデリバリー事業を実施している。また、市内観光資源等への回遊を促進するため、レンタサイクルの導入等新規事業を実施して

いる。

(6) 監査の結果

財政的援助に係る予算の執行、金銭及び物品等の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかし、次のとおり改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の遂行に一層努力されたい。

ア 補助金等の適正化について

令和2年度袖ヶ浦市観光振興事業補助金について、実績報告書の収支決算書と、袖ヶ浦市観光協会収入支出決算書が符合していない事例が認められた。

袖ヶ浦市補助金等交付規則第11条では、補助事業者等は、補助事業が完了したときは、直ちに実績報告書に収支決算書等を添付して市長に提出しなければならないと規定されている。

今後は、一般社団法人袖ヶ浦市観光協会定款及び同財務規程を遵守し、適正な事業計画書、予算書及び決算諸表等の作成に努められたい。